

第五回國會議院 文部委員會 會議錄 第二十四号

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事佐藤 重遠君 理事手賀 康治君

理事岡谷 光衛君 理事水谷 昇君

理事松本 七郎君 理事稻葉 修君

理事今野 武雄君 理事長野 長廣君

理事船田 享二君

淺香 忠雄君 岡延右エ門君

甲木 保君 高木 章君

田中 啓一君 平澤 長吉君

若林 義孝君 受田 新吉君

渡部 義通君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

新聞出版用紙割 成田勝四郎君

文部事務局長 柏原 義則君

文部政務次官 劍木 亨弘君

(學校教育局次長) 文部事務官 柴沼 直君

(社會教育局長) 文部事務官

委員外の出席者

議員 塚原 俊郎君

議員 庄司 一郎君

議員 大石ヨシエ君

文部事務官 篠原 義雄君

專門員 武藤 智雄君

專門員 横田重左衛門君

五月二十一日

委員黒澤富次郎君辭任につき、その

補欠として満尾君亮君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の會議に付した事件

閉會中の審査に關する件

社會教育法案內閣提出第一五八号

(參議院送付)

請願

一 教育映画の巡回映写助成に關する請願(石田一松君紹介)(第一九号)

二 六・三制実施のため校舎建築費國庫補助増額の請願(岡司安正君紹介)(第五四号)

三 鹿兒島農林專門學校所屬演習林地拂下の請願(前田郁君紹介)(第七九号)

四 義務教育費の地方負担緩和に關する請願(川野芳滿君外四名紹介)(第八七号)

五 新制中学校建設費助成に關する請願(周東英雄君外一名紹介)(第一〇六号)

六 新制中学校建設費予算確保の請願(圓谷光衛君紹介)(第二二八号)

七 成人の日の文化対策に關する請願(小川半次君紹介)(第一三二号)

八 新制中学校建設費助成に關する請願(佐藤榮作君紹介)(第一三二号)

九 新制中学校建設費助成に關する請願(河口陽一君紹介)(第一六三号)

一〇 史料館設置に關する請願(森戸辰男君外六名紹介)(第一七三号)

一一 新制中学校の教育振興に關する請願(淺香忠雄君紹介)(第一七九号)

一二 青少年教育に對する総合的研究機關設置に關する請願(小林運美君紹介)(第二二二号)

一三 教育映画助成に關する請願(小林運美君紹介)(第二二三号)

一四 史蹟燈明寺廢新田塚修理費全額國庫負担の請願(坪川信三君紹介)(第二四四号)

一五 新制大學入學者檢定試驗制度施行に關する請願(林百郎君紹介)(第二二〇号)

一六 中尊寺における國宝及び特別保護建造物修理費國庫補助の請願(淺利三朗君外五名紹介)(第二三〇号)

一七 定時制高等學校施設費國庫補助増額の請願(平川篤雄君紹介)(第二五二号)

一八 曆法改正に關する請願(長野長廣君外三名紹介)(第二五五号)

一九 習字教育振興に關する請願(水谷昇君紹介)(第二五六号)

二〇 六・三制完全実施のため全額國庫負担並に教育予算増額の請願(庄司一郎君紹介)(第二五七号)

二一 新制中学校建設費助成に關する請願(村上勇君紹介)(第二五八号)

二二 教育予算増額に關する請願(圓谷光衛君紹介)(第二六七号)

二三 同外十五件(高木章君紹介)(第二六九号)

二四 國宝富貴寺大堂修理費國庫補助増額の請願(永田節君紹介)(第二七〇号)

二五 私学助成に關する請願(岡谷光衛君紹介)(第二八七号)

二六 新制中学校建設費助成に關する請願(瀬戸山三男君外四名紹介)(第二八八号)

二七 新日本精神教育實施に關する請願(内海安吉君紹介)(第二九三号)

二八 上田纖維專門學校昇格の請願外一件(降旗德祿君外三名紹介)(第二九八号)

二九 教育予算増額等に關する請願外一件(三宅正一君外十四名紹介)(第二九九号)

三〇 新制中学校建設費助成に關する請願(中崎敏君紹介)(第三二九号)

三一 同(岡田春夫君紹介)(第三三〇号)

三二 同(世耕弘一君紹介)(第三三二号)

三三 福岡市に國立博物館分館設置の請願(松本七郎君外八名紹介)(第三六八号)

三四 無縁故引揚兒童教育施設費全額國庫負担の請願(山崎岩男君紹介)(第三六九号)

三五 宮城學藝大學設立の請願(庄司一郎君紹介)(第三七〇号)

三六 新制高等學校の國語教育に關する請願(伊藤郷一君外一名紹介)(第三七一号)

三七 教育映画の巡回映写團體に暗幕配給の請願(森戸辰男君紹介)(第三七三号)

三九 新制中学校建設費助成に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第三七八号)

四〇 高田忠周書石文保護に關する請願(井出一太郎君紹介)(第四一一号)

四一 藝術大學に邦樂科設置の請願(水谷昇君外一名紹介)(第四二二号)

四二 國民道義高揚に關する請願(河原伊三郎君紹介)(第四一七号)

四三 新制中学校建設費助成に關する請願(前田正男君紹介)(第四二二号)

四四 六・三制完全実施のため予算確保に關する請願(上林山榮吉君紹介)(第四二四号)

四五 國際オリンピック馬術競技參加準備助成に關する請願(篠田弘作君外九十二名紹介)(第四四二号)

四六 日光の國寶建造物修理に關する請願(船田享二君紹介)(第四六四号)

四七 中尊寺における國宝及び特別保護建造物修理費國庫補助の請願

第一類第八号 文部委員會會議錄第二十四号 昭和二十四年五月二十一日

- 一三 新制中学校建設費助成等に関する請願(小林信一君紹介)(第一四七三三號)
- 一四 「婦人の日」を祝祭日に指定の請願(戸叶里子君紹介)(第一四七四四號)
- 一五 六・三制完全実施のため予算確保に関する請願(戸叶里子君紹介)(第一四九二二號)
- 一六 新制中学校建設費助成に関する請願(小林信一君紹介)(第一四九二二號)
- 一七 教育予算確保に関する請願(池田峯雄君紹介)(第一五〇八號)
- 一八 宮城學藝大學設立の請願(庄司一郎君外五名紹介)(第一五三四四號)
- 一九 世界曆採用に関する請願(柏原義則君紹介)(第一五三五五號)
- 二〇 六・三制完全実施のため予算確保の請願(渡部義通君外一名紹介)(第一五五四四號)
- 二一 新制中学校建設費助成に関する請願(田代文久君紹介)(第一五五五七號)
- 二二 文化財の保存及び保護に関する請願(船田幸二君外三名紹介)(第一五五九四號)
- 二三 ニュース映画、教育映画事業の助成に関する請願(神田博君外一名紹介)(第一五八五五號)
- 二四 著作権法の一部改正に関する請願(船田幸二君紹介)(第一五八六六號)
- 二五 六・三制完全実施のため予算確保に関する請願(原彪君紹介)(第一五九六六號)
- 二六 同(塚原俊郎君紹介)(第一六二二二號)
- 二七 教育公務員特例法施行令の一部改正に関する請願(足立梅市君外一名紹介)(第一六一八八號)
- 二八 教育職員免許法案の一部修正に関する請願(松本七郎君紹介)(第一六三六六號)
- 二九 岡崎市に愛知學藝大學設置の請願(千賀康治君外六名紹介)(第一六四五五號)
- 三〇 福岡女子専門學校昇格の請願(中島茂喜君紹介)(第一七五四四號)
- 三一 教育予算確保に関する請願(福井勇君紹介)(第一七八六六號)
- 三二 新制中学校建設費助成に関する請願(玉置信一君紹介)(第一七九五五號)
- 三三 新制中学校建設費助成に関する請願(中村清君紹介)(第一八二七七號)
- 陳情書
- 一 開拓地に小學校設置の陳情書(北海道常呂郡常呂村長小林千代松)(第三三三號)
- 二 宗教法人令の改正に関する陳情書(日本宗教連盟香川縣支部長中井龍輝外四名)(第二五五號)
- 三 新制中学校施設整備に関する陳情書外一件(新潟縣議會議長兒玉富太郎外七名)(第五八八號)
- 四 風連村開拓地に小學校設置の陳情書(北海道上川郡風連村長田中弥太郎)(第六八八號)
- 五 私學助成に関する陳情書(同志社大學學友會副委員長長平田精宏外五万七千名)(第七六六號)
- 六 六・三制校舍建築予算に関する陳情書(岩手縣九戸郡宇部村宇部小學校校長岩泉慶作)(第一二二二號)
- 七 中學校教員の定数に関する陳情書(山形縣中學校校長會長澁谷忠太郎)(第一一八八號)
- 八 六・三制に伴う地方財源確保の陳情書(富山縣議會議長前田治吉)(第一三七七號)
- 九 戰災小學校復旧に対する起債及び國庫補助増額の陳情書(姫路市長石見元秀外十九名)(第一六七七號)
- 一〇 仙台工業專門學校を工業大學に昇格促進の陳情書(宮城縣議會議長松澤啓之助)(第一九〇號)
- 一一 六・三制校舍建築予算に関する陳情書(北海道夕張郡長沼村長阿達忍)(第二〇五五號)
- 一二 教育予算増額の陳情書(山形縣最上郡稻井村字松本二百九十一番地杉山好松外五万二千二百名)(第二一一一號)
- 一三 六・三制校舍建築予算に関する陳情書外三十五件(全國町村會長伊藤鐵外八百六十三名)(第二一九九號)
- 一四 新制中学校施設整備に関する陳情書外十七件(群馬縣教育委員長長平田吾郎外二百三十七名)(第二二二二號)
- 一五 六・三制國庫補助等の陳情書(大阪府豊川市議會議長大川進太)(第二五一一號)
- 一六 上田纖維專門學校昇格の陳情書(長野市議會議長笠原十兵衛外五名)(第二五二二號)
- 一七 法隆寺その他の國寶保存に関する陳情書(近畿府縣教育委員會連絡會)(第二六四四號)
- 一八 六・三制予算増額の陳情書(和歌山縣西牟婁郡來村井戸木新藏外七十二名)(第二九三三號)
- 一九 新制中学校施設整備に関する陳情書外三件(島根縣議會議長恒松安夫外五百八十五名)(第二九四四號)
- 二〇 教育予算増額の陳情書(和歌山縣伊都郡九度山町長保田由三郎外二十二名)(第二九九九號)
- 二一 新制中学校施設整備に関する陳情書(北海道川上郡弟子屈中學校山本修吾)(第三〇〇號)
- 二二 新制中学校施設整備に関する陳情書(北海道釧路郡黒松内村笠井勇次郎)(第三〇六六號)
- 二三 宗教法人令の改正に関する陳情書(日本宗教連盟愛媛縣支部長神山謙外四名)(第三一〇號)
- 二四 教育予算増額の陳情書外十二件(三重縣議會議長浜田正平外五千六百二十名)(第三一一二號)
- 二五 六・三制校舍建設の陳情書(茨城縣日立市教育課長丹徳三外四名)(第三一四四號)
- 二六 六・三制予算確保の陳情書(茨城縣日立市長高嶋泰吉外一名)(第三二五五號)
- 二七 六・三制予算並びに教員定数に関する陳情書(和歌山縣日高郡川上村P・T・A會長西川渡外四百五十名)(第三二七七號)
- 二八 新制中学校施設整備に関する陳情書外五件(岩手縣胆沢郡前沢町長永井勝一外三千八百名)(第三二八八號)
- 二九 書道を必須科目に復元等の陳情書(熊本師範學校教授齋藤勝次)(第三四六六號)
- 三〇 新制中学校施設整備に関する陳情書(北海道岩内町宮岡中學校會津鶴雄外一名)(第三六〇號)
- 三一 六・三制完全実施のため國庫補助の陳情書(長野市長野縣廳内長野縣町村議長會長宇都宮支)(第三六三三號)
- 三二 新制中学校施設整備に関する陳情書(室蘭市長能谷綾雄)(第三六六六號)
- 三三 六・三制完全実施のため國庫支出金増額の陳情書(富山縣東礪波郡町村會)(第三六七七號)
- 三四 六・三制に伴う中學校整備費全額國庫補助の陳情書(北見市議會議長池田七郎)(第四〇三三號)
- 三五 六・三制完全実施のため教育予算増額の陳情書(北海道浦河郡浦河町小川ケン外八百五十二名)(第四一五五號)
- 三六 六・三制校舍建築予算に関する陳情書外五件(神奈川縣議會議長加藤幹外五名)(第四一六六號)
- 三七 六・三制完全実施のため全額

國庫補助の陳情書（北海道石狩郡常別町長近藤辰雄（第四六七号）三八 制限漢字の改善に関する陳情書（東京都大田区新井宿六丁目六百七十一番地信名の道教團理事野田禮史）（第四八二号）

三九 六・三制予算並びに教員定数に関する陳情書外五件（山梨縣甲府市富士川小学校P・T・A代表渡辺和男外二百九十三名）（第四八七号）

四〇 新制中学校施設整備に関する陳情書（釧路市大楽毛小学校三宮助五郎）（第四八八号）

四一 六・三制校舎建築予算に関する陳情書外十二件（山梨縣韮崎中学校P・T・A会長小林徳市外千三百五十名）（第四九三号）

四二 新制中学校施設整備に関する陳情書外五件（北海道立釧路高等学校P・T・A会長星四郎外五名）（第五三七号）

四三 六・三制予算並びに教員定数に関する陳情書（山梨縣甲府市朝日小学校P・T・A会長原定治外九百五十名）（第五三九号）

〇原委員長 會議を開きます。日程を変更しまして、これより請願の審査に入ります。日程第一から第四五までの請願は、すでに紹介説明並びに政府の答弁は終了いたしましたので、

〇原委員長 次は日程第四八、四九、五三、五七、七二、八三、八七、九〇、一〇三、一〇六、一一〇、一一五、一二〇、一二五、一二六、以上十五件は同一趣旨のものでありますから、一括して議題といたします。

本請願はすでに審査したものと同一の趣旨のものとありますから紹介説明及び政府の答弁はこれを省略いたします。

〇原委員長 次は日程第七一、一一七、一一一、以上三件は同一の趣旨のものでありますので、すでに審査を終了した請願と同一の趣旨のものでありますので一括して議題といたし、その説明及び答弁を省略いたします。

〇原委員長 次は日程第四七、五一、七四、七五、九二、九四、一一八、一二一、一二三、一二四を議題といたします。これらの請願はいずれもすでに審査した請願と同一趣旨のものでありますから紹介説明並びに政府の答弁を省略いたします。

〇原委員長 次は日程第六五、（観光関係出版物に用紙割当の請願）を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。岡君。

〇岡延委員 観光関係出版物に用紙割当の請願、紹介議員は岡田五郎君であります。私がかわつてその要旨を御説明申し上げます。

本請願の要旨は、観光立國の成果を發揮するには、対内外宣傳は欠くことができないが、とくに観光宣傳用紙は第二義的に取扱われ、割当量も僅少で、特に対外宣傳用の高級紙は入手困難であるため、十分な宣傳ができない実情であります。ついでに観光関係出版物の用紙に一般用紙と別個のわくを設け、適当な紙の種類の必要量を割当てられたいというのが、本請願の要旨であります。何とぞ御採択をお願いいたします。

〇原委員長 政府の所見を求めます。

〇成田政府委員 ちよつとお答え申し上げます。観光事業が新しい日本の文化に非常に重要な産業の一つであるということは、用紙割当委員会及び用紙割当事務廳におきましても十分認識しております。またこれは外貨獲得のためばかりでございませう、國際親善、あるいは新しい世界平和のために寄與するといふ点から申しましても、はなはだ大切な事業であるといふふうに考へまして、用紙の割当につきまして、特に重点的に取扱つておるつもりであります。これは今までの実績をくらんでいざればわかると思つておりますが、ただいまの請願の御趣旨もございまして、今後とも一層の注意を拂ひまして、十分優待いたしたいと存じております。ただ観光事業の宣傳用の用紙は、これは出版物以外にも、いろいろポスターその他の紙が必要であります。用紙割当事務廳で扱います以外に、商工省筋から出ます紙も中には含まれておると思つております。なお観光事業関係の出版物のために、別のわくをつくらうかどうかという請願の御趣旨のようでありますけれども、

も、一定の目的のために一つ／＼わくをつくるようになりますと、同じような要求が各方面から出て参りまして、乏しい紙を機動的にうまく割当てるということに非常に支障を來すことになるのであります。その点はわくというものでなしに、ただ観光関係の出版物に十分な紙を割当てるように心がけるといふ趣旨で進めさしていただきたいと思ふのであります。

〇若林委員 日程変更の動議を提出いたします。すなわち請願日程一〇〇の舞鶴座存続に関する請願は、紹介議員の大石ヨシエ君が御出席になつておるようでありまして、この際その弁明を御聴取あらんことを希望いたします。

〇千賀委員 議事進行について一つ。今日は実に多数の日程がございまして、普通のやり方でやつて行くと、とてもこの処理ができまいと考へます。そこで特に一件三分ぐらゐな説明にして要を盡していただきたい。なお答弁をせられる政府委員の方でも、その趣旨を休せられまして、最小限度の答弁で済ましていただきたいと思います。これは老練心であります。議事進行のために委員長に進言をする次第であります。

〇原委員長 ただいまの千賀君の動議に御異議ありませんか。

〇原委員長 それではそのように委員長においてとりはかれますから、政府委員の方もしやうにお願いいたします。

〇若林委員 私からの動議も御採択を願つて進行あらんことを希望します。

〇原委員長 承知いたしました。それは若林君の動議によりまして、日程第一〇〇を議題といたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇大石ヨシエ君 本請願の要旨は、明治四十五年以來三十余年間、舞鶴市の西地区にただ一つしかございせん演劇場として舞鶴座というものがございまして、その経営者は本年八十六歳になつております。その人がただ一人この舞鶴地方の文化を守つて今日まで舞鶴座というものを経営して参りました。ところが昭和二十五年五月限り所有者がこの舞鶴座経営者に対して立ちのきを命じております。それで舞鶴西地区の者は、ただ一つしかない舞鶴座は、この人がおられなかつたら、この劇場を持つことができないから、何とかこの本人にこの劇場を經營させたい、こういうような意味で西地区の町民がぜひともこれを紹介議員として私に立つてくれというので、多数の人々がそれに對して署名捺印して、そうして私がここに紹介議員となつたゆえんでございまして。つきましては、ぜひとも本文部委員会において御採択あらんことをひとえに懇願する次第でございます。よろしくお願いいたします。

〇原委員長 ただいまの請願に對しまして政府の所見を求めます。政府の所見を省略いたします。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

〇原委員長 次は日程第六一、廣瀬村の樺太無縁故引揚兒童教育施設費國庫補助の請願、庄司一郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

○庄司一郎君 本請願は宮城縣宮城郡

廣瀬村長外村会議員一同の請願でございまして、請願の趣旨は、この廣瀬村に昭和二十三年十月より南樺太の無縁故引揚者を宮城縣並に厚生省等より交渉せられまして、戸数において百七戸をこの村が引受けまして、その結果として義務教育の小学校の教育を受けねばならない者及び新制中学の低学年に入学することになりました生徒、児童数が約百二十六名と相なっております。この結果小学校においても、新制中学においても教室が狭隘をつけまして、どうしても最小限度の無縁故引揚者のために三教室を増築しなければならぬ状態に陥つたのであります。この際厚生省並びに文部省當局が御相談をいただいて、特にこの村は奥羽分水嶺の山麓にある寒村であり、農村でありますので、政府より学校教室の増築に關する應分の御援助、補助金を願いたいというのが請願の趣旨のあるところであります。

○原委員長 政府の御所見を求めました。

○船木政府委員 ただいまの御請願の件であります。樺太からの無縁故引揚者の児童の教育施設の國庫補助につきましては、今般小額ではあります。公共事業費のうちで補助金が計上されておるのであります。これらの具体的配分等につきましては十分御請願の趣旨を考慮して考慮するようにいたしたいと思ひます。

○原委員長 日程第六二を議題といたします。宮城縣立農學寮を農業高等学校に昇格の請願、庄司一郎君外二名紹介、第七六二号。

○庄司一郎君 本請願の趣旨は宮城縣

廣瀬村に、宮城縣立の宮城縣農務課の経営しております農學寮という農林学校のようなものがあります。それをこの廣瀬村外六箇町村が連合の上、ぜひこれは学校教育法に準拠した農林高等学校のようなものに昇格を願ひたいということを、宮城縣知事、宮城縣教育委員会等々にすでに陳情、請願をいたしておるのであります。現在は縣立の農學寮でありますから、衆議院の本委員会にお願いすることはどうかと、紹介議員としても考えさせられますが、教育基本法にのっとり、学校教育法に準拠してこれを農林関係の系統から引離して、つまり文部省系統の学校にしてほしいという請願でありますので、一應御紹介を申し上げた次第であります。

○原委員長 政府の所見は省略いたします。

○原委員長 次に日程四六を議題といたします。日光の國宝建造物修理に關する請願、文書表第四六四号、船田幸二君紹介。

○船田委員 日光の國宝建造物修理に關する請願につきまして簡単に説明申し上げて御審議を煩わしたいと思ひのであります。

日光の二荒山、東照宮、輪王寺といふいわゆる二社一寺にありますが、國宝建造物の價值その他につきましては、私から申し上げるまでもなく皆様すでに御承知のことと思ひのであります。國宝として非常に價值があるばかりでなく、日光一帯が日光の中心地でありまして、その方面から見まして、この

國宝を十分に保護しなければならぬのであります。不幸にして最近この國宝建造物の多くが非常に腐朽して参りまして、ことにすぐ目につく大谷川にかかつておる神橋——二荒神社の神橋のごとき、ほとんど落ちそうになつておる。これまた皆御承知のことと思ひのであります。この文部委員会の前身の一つになつております昨年の文化委員会におきまして、この腐朽の状態を昨年は調査に行かれまして、また文部省でもいかに腐朽したかというに關しましてたび／＼調査をいたしておるのであります。大体昨年の十一月ごろの調べによりますと、その修理を完全に行いますには、一億五千四百五十万円ぐらゐかかるのではないかと云うような見込みであつたのであります。それで、これを一時に支出するということとは、これは、できるわけのものではないのであります。文部省におかれても、今年度の予算として最初に二千万円を計上して下さつたことは皆御承知のことと思ひます。不幸にして全部これが削られてしまひまして、このままの状態を續けて行きますと、やがて近い將來において重大な結果を來すおそれが出て参つておるのであります。この際何とかして修繕に着手することのできる費用だけでも國庫から補助してもらひたい。もちろん二社一寺におきましては、少しく修繕いたしておりますが、二社一寺のごく貧弱な財政をもつていたしましては、とうてい十分な修理などはでき得ませんので、この際特に何とか今年度の予算の範圍内においてでけつこうであります

から、実行予算としてぜひこの日光のために支出していただきたいというのがこの請願の趣旨であります。すでに皆御承知の國宝のことでありまして、ごく簡単に申し上げておくわけでありまして、よろしく御採択を願ひます。

○原委員長 政府の所見を求めます。

○船木政府委員 日光の國宝建造物修理に關しましては、文部省並びに觀光審議会におきまして緊急着手すべきものとして修理の計画の中に入つておるのであります。現在の程度にいたしております予算では、なか／＼これに着手するだけの余地がないのであります。もし今後におきまして追加予算あるいは補正予算等のごとができますれば、きわめてけつこうであります。また、日光にまわすだけの余裕があるかどうかという点は疑問であります。そこで余裕ができますれば、むろん著名なところでございまして、われ／＼の方をいたしまして何とかわれたいと思ひのであります。また、だその見込みがついておらないのが現状でございます。

○原委員長 日程五十六を議題にいたします。中尊寺の學生團體見學禁止解除の請願、文書表第六六〇号、紹介者小澤佐重君。

○若林委員 ただいま議題となつております請願の趣旨を御説明いたします。請願者は岩手縣會議長村上順平君であります。本請願の要旨は、岩手縣西磐井郡平泉村にある中尊寺は、史的にも藝術的にもその價值は世界に誇るに足るものであり、所蔵される幾多の

文化財は社會學科の研究に、あるいは審美心の育成に資するところが大きいので、昭和二十三年七月発教百一號によつて國または公立学校の主権による神社、佛閣、教会の立入りが禁止され、見學の途が絶たれたことは、まことに遺憾である。ついでには、何ら宗教的意義を有さない學生團體の見學禁止を緩和されたいというのであります。これはきわめて、微妙な事柄でありまして宗教問題にかかわることだと思ひますので、この請願に對しましては、文部省といたしまして、特に慎重なる御回答御説明を煩わしたいと存じます。

○船木政府委員 昨年の七月九日に、教科書局長の通達をもちまして、國立または公立学校が主催して神社、佛閣とか教会等を訪問することは、昭和二十年十二月十五日の國家神道、神社神道に對する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に關する日本政府に對する指令の覚書に違反することとを通告いたしましたのでございまして、しかし特に歴史的なまたは美術的な研究のために、学校の授業活動といたしまして神社、佛閣、教会などを學生が訪問し、研究いたしますことは、社會科の一助といたしまして國宝とか、重要美術品、史跡、名勝天然記念物等に指定されました教育的な價值のある神社、佛閣、教会などを見學いたしますことは、教育上もきわめて必要だと文部省も考えておりますので、この点につきましては、ただいまこれらのものについて除外をいたしますように、關係方面と折衝を續けておるのでございまして、なお特に地域的には、この問題

は、地方におきまして多少解決をいたしておるところもございますが、まだ全国的に明確に解決をするという点までには到達いたしません、今後も努力して参りたいと思ひます。

○原委員長 次に日程六三を議題といたします。新制高等学校卒業程度の検定制定に関する請願、文書表第八〇号、紹介議員三浦寅之助君外一名。紹介議員の説明を求めます。

○岡(延)委員 本請願の紹介議員は三浦寅之助君でございますが、かわつて私から御説明申し上げます。

本請願の要旨は、現行の専門学校入学者及び実業学校の卒業程度検定制度は、今回の学制改革に伴ひ廃止される由であるが、新制高等学校は義務教育修了者数に比して収容力が少ないだけでなく、諸種の事情から、向学心に燃えながら新制高等学校の過程を修了できない独学者または通信教育を受けた者に、ひとしく進学の機会を與えるため、新制高等学校卒業程度の検定制度をすみやかに実施されたいというのがこの請願の趣旨であります。何とぞ御審議の上、御採択あらんことを希望いたします。

○原委員長 政府の所見を求めます。

○鈴木政府委員 従来の専門学校入学者検定及び実業学校卒業程度検定の制度は、今御請願にお述べになりましたように、今回の新制高等学校の制度とともになくなつたのでございますが、新しい意味におきまして、新制高等学校の卒業程度の検定は、ただいま申されましたように、定時制の高等学校でございまして、通信教育でありますとか、その他学校教育と試験制度との

関係等から考慮いたしまして、相当研究を要する点がございまして、この制度を設けることにつきまして、ただいまいろいろ研究を続けて参つておるのでございます。その暫定的な方法といたしまして、とりあえず二十三年度及び二十四年度におきましては、新制大学への入学資格を與える意味におきまして、各府縣に依頼いたしまして、一應入学資格を與える検定を実施して、つたのでございまして、これは暫定的な措置でございまして、恒久的な制度といたしましては、十分研究の上、結論をできるだけ早く得たいと考えておる次第でございまして。

○原委員長 次に日程六八、國宝保存法改正に関する請願、文書表第八四一

号を議題といたします。○若林委員 かわつて御説明を申し上げます。この國法保存法改正に関する請願は、古文化保存協合理事長岡田戒玉氏外三名からの請願でございまして。本請願の要旨は、わが國は文化國家として文化財の保存に万全を期することとは緊急の要務であります、これがために、國民の間に國寶尊重の氣風を高揚するとともに、これが保存のため、行政上また管理上、民主的方法によつて事務の簡素化と管理の完璧を基として、現行の國寶保存法を左記の要旨に基いて改正されたいというのであります。

一、國寶の定義を明らかにすること。
二、國寶の管理につき一元の行政機關として内閣直屬の特別廳の設置。
三、特別廳に保存管理委員會の設置。

四、國寶の維持保存施設費に対し、全額國庫負担。
五、國寶建造物の防火措置等。

何とぞ慎重御審議、御採択あらんことをお願いいたします。

○原委員長 日程七三と二二二も同一趣旨のものでありますから、一括議題といたします。一括して政府の所見を求めます。

○柴沼政府委員 國寶保存法の制定以來相當年月を経っておりますので、これが改善の必要を感じまして、文部省といたしまして、いろいろ研究を重ねて來たのであります、たゞ今國會において、この關係の法規を制定しようという御計画が進んで参つておるうちに伺つております。また現在その考えられております案には、この請願の趣旨にありました諸点も相當程度考慮せられておるうちに存じております。われ／＼としては、この新しい法規ができますことを希望して、おる次第でございまして。

○原委員長 次に日程八一、福岡縣の國寶及び重要美術品保存に関する請願、文書表第九六六号、紹介議員福田昌子君。紹介議員の説明を求めます。

○松本(七)委員 紹介議員にかわりまして本請願の要旨を御説明申し上げます。わが國の國寶等貴重な文化財は、これに対する認識の欠陥と僅少な國庫補助のため、荒廃の一途をたどつてあることはなほ遺憾である、ついでには法隆寺金堂焼失を契機として、古文化財保存に対する認識を新たに、法隆寺再建の基本方針を確立し、これが竣工復元をはかるとともに、國寶

の保存に關して國庫補助の増額、その他必要な措置を講ぜられたいというのであります。

○原委員長 政府の所見を求めます。

○柴沼政府委員 ただいまの請願の趣旨とするところにつきましては、われわれも御同感でございまして、十分に努力をして参りたいと思ひます。

○原委員長 次に日程八二を議題といたします。名古屋市中に愛知學藝大學本部設置の請願、文書表、第一〇〇二号、紹介議員辻寛一君。次に日程第一二九もこれと同一趣旨でございまして一括して議題といたします。千賀康治君。

○千賀委員 これは愛知學藝大學を名古屋側から名古屋におつくりなさい、岡崎側から岡崎におつくりなさいという同一趣旨のようで、内容は相反しておる請願でございまして。名古屋側には名古屋側の言い分があり、岡崎側には岡崎側の言い分があるので、これは結局ここでは一掃することができない問題であります。しかしながら名古屋といひ、岡崎といひ、同じく愛知縣の中で距離にすればわずか十里のへだたりの所でございまして、しかも名古屋にも愛知師範があり、岡崎にも愛知師範があり、まことにゆかりの深い關係にあるのでございまして。しかしながら文部當局はかつて愛知縣にこれをとりきめろという御依頼がございまして、愛知縣では縣會が主として委員會をつくつてきたのであります、これがほんとうにきまらない。そこでまた文部省に來た。文部省でもきみにくい、また愛知縣へ行つた、またこちらへ來たというところでキャッチボールのよう

になつておるのであります、私はこの際私が岡崎であるからというゆゑをもつて、岡崎に有利な点を強めて、こゝで強調いたしまして、今日御欠席の名古屋側のために特に不利な状態に引入れたくないと思ひます。やはりこれは文部省の独自の裁断にまかすことが一番よいと思ひますので、岡崎側の主張をこゝで強調することを遠慮したいと思ひます。

○原委員長 政府の所見は省略してよろしゅうございまして。

○千賀委員 よろしゅうございまして。

○原委員長 日程八四、九一を一括して議題といたします。紹介議員の説明を求めます。朝鮮人学校教育費國庫負担の請願、文書表第一〇三五号、第一一三六号、紹介議員春日正一君、今野武雄君。——おられませんが……

○渡部委員 この請願は朝鮮人金藏外二名の代表する請願でありまして、わが國に在留の朝鮮人は、教育基本法によつて民族的差別なく教育を受ける權利を有し、法律に従ひ、納税その他あらゆる義務を果しているものであるから、朝鮮人学校教育費に對し、國庫負担なされたといふ趣旨によるのであります、私が、私はこれについて若干の補足的な説明をしたいと思ひます。昨年の五月に大阪及び神戸で皆様、御存じの朝鮮人学校問題という、新聞でいうところの騒擾事件が起きました。これは朝鮮人が終戦後、日本において自分たちの力によつて朝鮮人自身の教師により、朝鮮語による朝鮮人教育を行つたために、多くの学校を建設しておつたのであります。そうして非常な困難の中で、こういう学校を建設して、昔というよ

○原委員長　政府の意見を求めます。

大学法案に關して、今、全國の大学、高專にストライキが起きていることは御存じでございますが、これは要するに第一に、この案が出されると學術水準というものが、ことにその基礎学科の面で低下するという点。第二番は、大学行政管理機構が大学の傳統的な自治を破壊する結果になるということ。第三には、大学の財政的な裏づけが、りっぱにとれなければならないという基本的には一應この三つを中心としたものでありまして、この運動がいかに大きな力となつて、現に起きているか、そうしてこの大きな力となつたことの原因は單に今申し上げた三の点だけに關するものではなくて、その背後には日本の科学、文化、教育というようなものが植民地化される憂いがあるという点に、きわめて重大な点があるということをはつきり示しているものであります。私はこのような点で、今後文部省がもし大学行政法について立案され、この國會にやがて提出されるようなことがあります場合には、こういうふうな全國の大学、高專の教授、学生をも含め、あらゆる民主團體をも含めたような大運動となつて行くことの本質を十分御理解あられた上、こういう狀況に應じた新しい日本の教育をつくつて行く上には、ぜひともこの方向に向つて努力せられることを要望すると同時に、本委員會は十分この点を御理解なされて、審議決定されんことを希望する次第であります。

○原委員長　政府の意見を求めます。

○高潮國務大臣　ただいま大学法案反対というお話でありましたが、大学法案というものは何もできておりません。

○**原委員長** それでは渉外課に諮りまして日時、時間等決定次第御報告申し上げます。

○**原委員長** これより社会教育法案を議題といたします。討論に入ります。

渡部義通君。

○**渡部委員** この前の二十日のこの委員会において、参議院文部委員会から本法案に対する修正意見の説明を聴取いたしました際に、参議院側の修正意見の根本的な態度が明らかにされたのであります。それによると第一に、本法案は物的及び人的條件を備へるに必要なる國費、地方費の予算的処置が不備であるだけでなく、主として地方費負担にまかせられるようになっておるが、地方にはかような費用はもう出でないのだ、出る余地はもうまつたかないのだという点でありました。第二には、社会教育は民間の自主積極的なものゝ助成を奨励しなければならない。第三に、國民みずからの文化的、教養を高めることを社会教育としては主としてしなければならないのに、いたずらに社会教育体系を画一しようとしていく。以上の三点でありまして、この法案が非常に不備不完全なものであるだけでなく、物質的な面に実現性がななく、さらにまた教育を画一統制しようという点で排されなくてはならない。

しかし私たちはさらにこの問題をもう少し根本的に考へてみる必要がある。なぜこの法案において社会教育が画一統制されるような傾向がとられた

のか。この点について政府は技術的な面ではいろいろ答弁がありました。が、

國家が現に要求しておるところの社會教育の根本方針がどこにあるのか、一體どの方に向けて社會教育をやつて行かうとするのであるかという点については、文部當局からは何ら背棄に値するようないつ一つの答弁にも接してないものであります。しかし國家の性格とその時代の要請に應ずる根本の方針といふものが教育においてはなくてはならないはずだと思ふ。かつて明治以來の教育においては、教育勅語に基くところのいろ／＼な教育が、学校においても社會においてもその精神によつて貫かれておつた。言いかえれば、それは天皇制と國體を盲目的に信奉するような國民をつくり上げるということと、ゆるる超國家的な思想、そういうものを國民に注入し、國民をそれのもとに盲目的な狀態に置くということが教育の根本的な方向であつたことは、敗戦後におけるあの國際裁判の席上においてもすでに明らかにされたところでございます。そのように戦前及び戦時中に、おいては、今申し上げたような教育が、学校においても社會教育の面でも根本方針として行われたのであります。したが、このような方向をとることは當時の支配階級にとつて必要なことであり、當時の國家の性格から出て來るものであります。これはやがて帝國主義

戦争の準備と遂行に必要な教育であつたわけです。

そこで私たちは今日の状態を顧みる必要がある。一体なぜ社会教育といふものが法律にまでされて、すでに参議院でさえも指摘しておるように社会教育に対する統制がなされなければならないのか、画一的な教育がなされなければならないのか、ここに私たちが懸念しなければならないのか、ここに私たちが懸念後における日本の教育の根本的問題を考える場合、日本の教育がどうあるべきかということを眞剣に考える場合には、常に一つの基準が與えられているはずである。それはいうまでもなく日本の政治も経済も、それに準拠して行われなければならないところのポツダム宣言と新憲法であります。ポツダム宣言と新憲法においては何が要求されているかという点、ポツダム宣言においては日本の民主化を促進するということが要求されており新憲法においては非常に平和ということがうたわれておる。従つて、もし日本の教育がポツダム宣言及び憲法に準じて行われるとするならば、これは民主主義的な教育が徹底的に行われなければならない。同時に一切の戦争を挑発するような、戦争の方向に持つて行くこととするような國內におけるいろいろな條件がかつてにつくられることを防ぐための教育が行われなければならない。ところがその行われなければならない教育を現在一体だれが行つておるか、そのような教育を行つておる者は、現に労働階級を初めとして働く階級自身の中からそういう教育が行われておる。そういう人たちが自分自身によつて自由な自主的な階級的な立場からそれを行なつておる。こういう

ものが國民の九割五分を占める。
國民の九割五分を占めるところのこ

「そんなばかなことを言うものじゃないよ。」と呼ぶ者あり」

○原委員長 結論を願います。

○渡部委員 この問題を言いたい。

れが根本的な問題になつて来る。これを理解しないからこそ、諸君はこれに反対するし、また諸君の考え方というものがこの社会教育というものの根本に何も触れていないことになる。そこ

でわれ／＼としては現在社会教育といふものが統制されて行く方向が、現に

あらゆる学校教育が統制されて行く方向と同じものであると考えざるを得ない。それというのは現に諸君はすでに文部省設置法案というような、あの管理局によつてやはり依然として管理を

それで問題はわれ／＼としてほんとうに考えてもらいたい。(結論を言え

と（呼ぶ者あり）結論を言うためにこれが必要なんだ。——われくとしてけ

問題をよく考えてもらいたい。皆さんは現在日本の置かれている状態をほんとうに眞剣に顧みてみましたか。ほんとうに眞剣に顧みるならば、教育というものが……。

○原委員長 渡部君、社会教育法案の結論を急いでください。

○渡部委員 教育というものが深い統制、このことに對しては、日本の教育の將來を思う人、日本の民族の將來を思う人は、たれでもこれは糾明しなければならぬと思う。私はこのような提

な見解としてその方向に教育が向けられるという点ははつきりしておかなければならぬ。

○原委員長 速記録を調べて不穩当なる箇所があれば、委員長に削除方を御一任願いたいと思います。

「いや、削除しないと言明していただきますよ」と呼ぶ者あり

○岡谷委員 ただいま渡部君の発言について、諸君とはだれをさしたのか、諸君といふことをさし言われたたでしよう、だれをさしたか、民自党をさしたのか。

○渡部委員 諸君という説明は、もし教育の方向が——現にあらゆる法案が通つていふ、その法案が、向うところはこれは反民主主義的な方向であるといふことは明確であり、そうして反民主主義的な方向というものはやがて平和を破壊する方向に向くに違ひない。この点は確かだと思ふ。(諸君とは何事だと呼ぶ者あり) 諸君といふのは諸君自身をさしておる。なぜならば……(委員全部かと呼ぶ者あり) 委員全部といふわけじやない、あの法案を通した諸君です。ああいう教育法案、ああいう非民主的な暴法案を通した諸君はやはり諸君と言つていいと思ふ。

○原委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決をいたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。なお報告書については委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではさうとりはかいらいます。

○岡延委員 以上をもちまして政府提出の法案は全部この委員会を通過したのでありますが、われ／＼衆参両院において提出せんとしつゝあるところの文化財保護法案につきまして、われわれの態度を決定したいと思ふのであります。つきましては、はなはだ他の党の方には御迷惑であります、われわれが退場いたしますと定足数を欠きますから、暫時休憩せられんことを希望いたします。

○原委員長 岡君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後五時三十二分開議

○原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。前会すでに閉会中の審査に關して申し上げておきました、閉会中に審査をいたしためには議院の議決を経る必要上、閉会中の審査申出書を議長に提出したいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。なお今申出書を読み上げます。

閉会中の審査申出書

一、閉会中審査すべき件

1 新制大学に関する件

2 六・三制に関する件

3 教育委員会に関する件

4 國宝に関する件

二、閉会中審査の目的
六・三制、新制大学、及び教育委員会の実態の調査、國宝保存に關する諸問題の調査

右により閉会中もお審査をいたしたいから、しかるべくおとりはからい願ひます。

○若林委員 その項目の中に特に新興宗教に關する調査を一項加えられんことを希望いたします、委員各位の御賛同を希望いたします。

○原委員長 若林君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認めまして、新興宗教に關する件を加えることにいたします。

なお閉会中の審査に關して議院の議決を経ましたならば、さつそく議員を派遣して実地調査をいたしたいと思ひますが、調査する事項、目的、時日、人選その他に關しましては、理事と御相談の上、委員長においてきめたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではさうとりはかいらいます。

○原委員長 引續き諸願の審査に入り、日程第一一九、世界曆採用に關する諸願、柏原義則君紹介、文書表第一五三五号、柏原君御説明願ひます。

○柏原義則君 世界曆採用に關する諸願を説明いたします。諸願の要旨は、世界曆を採用するときには、外國と協調して日本もそれに加わりたい。さらに國際會議に日本代表が出席の場合には、世界曆採否の議決にあつて採用

の投票をなす権限を代表者に與えられたい。これが諸願の要旨であります。理由といたしましては、現行曆においては、月日と週日とが固定してないこと、世界曆におきましては、年末日及び閏日を週外日として曜日を配當せず、一年間の一定日が常に一定の曜日となることに一つの特色があるのであります。これは日本憲法協會會長上田氏外からの諸願でありますから御紹介申し上げます。

○原委員長 政府の意見を求めます。

○柴沼政府委員 世界曆につきましては、相當科學的な根拠もあることと思ひますので、ただいまお示しのように趣旨の実現に努力いたしたいと思つております。

○原委員長 日程第八九、カレンダーを出版部類に編入の諸願、角田幸吉君外一名紹介、文書表第一一七号。

○水谷(男)委員 カレンダーを出版部類に編入の諸願は、諸願者は大阪市の新日本カレンダー株式會社取締役高崎繁氏であります。紹介議員は角田幸吉君、中村又一君であります、私がかわつて本諸願の要旨を御説明申し上げます。

カレンダーは戦時中の物價統制により、現在まで單なる一般商品として取扱われ、物品税を課せられてゐるが、該品は著作物であり、歴及び農作諸行事等の編纂に研究を要する重要な出版物であるから、出版部類に編入されたいというのであります。よろしく御審議の上、御採決のほどをお願いいたします。

○原委員長 政府の意見は省略します。

○原委員長 日程第九三、大學設置法案に關する諸願、庄司一郎君紹介。

○千賀委員 議事進行について。——他にもあると思ひますが、こういう諸願は、諸願人及び紹介議員の手続をとつたところには、諸願の理由があらわしたところ、今日はすでに諸願の理由は解消してゐると思ひます。そこでこれに類するものは、不採択というよりも、むしろ諸願からはずすという手續にはならぬものかと思ひますが、御意見を伺ひます。

○原委員長 一應諸願があらわしたから議題にしまして、採択不採択はあとできめたいと思ひます。説明を省いて議事進行をしたいと思ひます。

○原委員長 日程九五、文部省に關する教育關係法案の審議公開に關する諸願、文書表第一一六号、紹介議員渡部義通君外一名。渡部義通君の御説明を願ひます。

○渡部委員 文部省においては、從來教育關係法案がいろいろな形で、内部において考案されてゐるが、それが委員會にすらも審議の直前でないといふ來ないということがあり、さらにこの教育關係法案については、學校當局や教授、學生たちの間に、非常に廣汎な、かつ強い関心があるものであるから、教育關係法案が一應形ができるやうな状態であるならば、何らかの形で公開されて、なお廣汎な關係者たちの意見をできるだけ取り入れてもらいたいという要望が非常に強いわけであり、それでこゝういふ諸願が出て來ておるわけであり、從來文部省は法

案を厳密に付しておるという非難があつたわけですが、そういうことでなく、できるだけ早く委員会にもまわし、また用意されているものはできるだけ廣汎にこれを公にする可能な方法をとつてもらつて、ぜひ多くの人々の意見を法案の中に反映し得るような機会を與えてもらいたいというのが請願の趣旨であります。

なおこの請願は、全日本学生自治会總連合中央執行委員長武井昭夫君からの請願であります。

○柏原政府委員 学生自治会の筋の通つた要望に對しましては、なるほどと思ふ点もございますが、法律案の基礎をこしらへる場合に、文部省だけで立案する場合もありますが、御承知のように、関係方面との折衝も非常に重要でありまして、まだ形ができておらぬ時分から一般に公開いたしましたら、ぐるりからいろいろ意見が出てなかなかまとまらぬだらうと思ひます。でありますから、大體形ができて、また関係方面と折衝して、それから國会に提示するのであります。國会の議員は、学生を代表する人もおるし、教員を代表する人もおるし、一般労働者の代表の方もおるし、あらゆる方がおられるのでありますから、國会を通じて幾らでも修正を加えることができるのであります。法案ができる前に、一般の大家に示して、これがどうなるかというのを聞く必要はないと考へます。

催の請願、今野武雄君外一名紹介、文書表第一一六七号。渡部君御説明を願ひます。

○渡部委員 本請願は、全学連の中央執行委員長武井君からの請願でありまして、その趣旨とするところは、今回國会上程されようとしている教育関係諸法案は、非常に重大な問題であるから、学生の意見を十分反映させるために公聴会を開催したいというのであります。この点については、文部委員会においても相当努力をして参つたのであります。今後におきまして、こういう教育関係の重大法案が出ました際には、ぜひ公聴会を開いて、それ／＼の分野における意見を十分聴取した上で、文部委員会が最善とする道をその中から見出して、廣汎な意見を議會に十分反映させるという方法をとつていただくために、委員会としてこの点を審議採択されんことを希望します。

○柏原政府委員 公聴会は、文部省が開くのではなくて、法的には國会が開くことになつておるのであります。教育委員会法が通りましたときにも、非常に重要だということで、学生、教員、村長あるいは父兄代表等、各方面の方の公聴会を開きまして、あの公聴会の意見を参考にして、教範條かえたためしもあるものであります。そのくらのことは当然できていいと思ひのであります。文部省といたしましては、公聴会をする場合に、公聴会をするから集まつてくれという方法をやつた場合はありません。しかし学生の要望というものは、自治連盟からプリントももらつておりますし、要求も来ており

○水谷委員長代理 次は日程、第九六、教育関係諸法案に関する公聴会開席

ます。文部当局もそれをよく見ておりますので、教授の意向もよくわかつておるのでありますから、教育関係の法案をつくる場合には、それを十分考慮に入れてつくるのであります。皆の意見に知らぬ顔してかかつていくつものことはなかつております。

○水谷委員長代理 次は日程第九七、國立学校授業料据置の請願、渡部義通君外一名紹介、文書表第一一七〇号。紹介議員渡部義通君の御説明を願ひます。

○渡部委員 この請願も全学連の執行委員長からの請願でありまして、請願の趣旨は、社会一般の生活條件が非常に困難をきわめる状態になり、学生のアルバイト生活も非常に多くなつて来て、ほとんど大半の学生がアルバイトなしには教育を受けることもできないような状態になつて来ておるというところは、われ／＼のはつきり知り得るところであります。このような状態のもとでさらに授業料が上るというやうなことがあるならば、学生にとつては學業を放棄せざるを得ないやうな窮境に追い込まれなければならない問題なのであります。それで國立学校の授業料を國家が引上げるといふやうなことをせず、現状を保つて据置にしてもいいというのが、請願の趣旨であります。委員会としまして、今日の社会状態が学生生活にどのような影響を及ぼすかといふことをはつきり御確認の上、学生が安心して生活もでき、學業も続けることのできるやうに、本請願の趣旨をよく検討の上、ぜひこの種の請願の方向に向つて努力を拂われんことを希望いたします。

○鈴木政府委員 御請願の趣旨は、私もまづたく同感でございますが、今回國会でお認め願ひました予算案におきましては、今までの在学生についてはそのまま据置となつておりまして、新入学生に對しまして多少の値上げをされたことは御承知の通りであります。

○水谷委員長代理 九八、國立学校の困窮學生に對し授業料減免制度確立の請願、紹介議員今野武雄君外一名、文書表第一一七一号。御説明を願ひます。

○渡部委員 この請願者もやはり全学連の中央執行委員長武井昭夫君であります。この請願の趣旨は、今言ふやうな形で学生の生活というものは非常に窮乏をきわめておる。しかもアルバイトをなしながら、そのアルバイトからの収入さえも全部自分で得ることができなくて、家庭の生活なりその他に向ける必要があるのであります。このやういふ際にぜひとも授業料全額免除あるいは一部減額の制度を確立して、非常に優秀にして將來性のある学生でありながら、なお學業から遠ざからなければならないといふやうな苦境に立つてゐる人々のために道を開いていただきたいというのがその趣旨であります。委員会におきましては、もとよりこゝういふ事情を方々存じのほすと思ひますので、請願の趣旨をよく確認くだされまして、ぜひこの請願を審議採択されんことを希望いたします。

○鈴木政府委員 困窮しておる學生に對しての授業料の減免の問題でございますが、昨年さういふ學生に對しましては、一應授業料の分割拂いであるとか、

あるいは納入の延期を許可することや學校でいたす処理をしたのでございまして。なお一定限度につきまして、實際困つておる事情の者につきまして、減免ができるやうに措置をいたしたいと思ひまして、ただいまその限度等につきましても、大藏省といふ／＼話をいたしておるのでございしますが、ただいまでも學校によりましては、減免をする學校の規定を設けておるところもございまして、それをできるだけ利用して——無制限な減免はできないかと思ひますけれども多少のところは実施ができると思つております。

○水谷委員長代理 次は九九、私立學校經營費國庫補助及び貸付金復活の請願、文書表第一一七二号を議題といたします。紹介議員渡部君、御説明願ひます。

○渡部委員 この請願はやはり全学連の執行委員長武井昭夫君からの請願であります。この請願の趣旨は、諸物價並びに人件費が非常に高まつて、私立學校の經營がはなはだ困難をきわめておる。しかし授業料もすでに限度に達しておる現在、このままで推移するならば、おの／＼獨立の傳統を持ちながら、わが教育界に非常に貢獻をして來たその私立學校が、多く廢校の運命にさらされなければならない状態にあるのであります。これについては先般來から各私立學校の多くの当局者からも、私立學校經營費に對する國庫補助を請願して來ており、また貸付金の復活を請願して來ておるのであります。學生も學校當局も、もうこのままでは私立大學といふものは立つて行けない状態になつておるのであつて、私立大

解決がついておるのでありますが、ただ速記録をとって読んで見ましたところ、名称についての大臣の御答弁、委員方の質問應答の際に、どうももの足りない感じがしたのであります。私は、一体こういうことを紹介するにあたりましては、紹介議員の責任を感じますから、相当な研究をいたして納得が行つて、初めて紹介するのであります。そこでこの「文教」の名称の出たそのわけでありまして、はなはだ恐縮であります。若千の説明をこの際させていただきます。これは蒲田区と大森区を大田区としておりますような、決してさういつた機械的な意味ではないのであります。ところが委員会における應答の状態を見ておりましたところ、この大学は文学、教育、体育、理学、農学、こゝなつております。文学と教育だから文と教をつないで「文教」というふうになつてきたように感じられるのであります。けれども、さうじゃないのであります。どちらでもよいと言へば、それでもよいようなものでありますけれども、これにはもう少し哲学的な、思想的な裏づけがある。こういうわけですから、これは申すまでもなく四書五經の中の書經であります。支那の哲学のバイブルともいへば書經に載つておる言葉から来ておるのであります。書經の洪範編、それに文教を解説しまして、文教は礼樂法度をもつて民を化し、俗を成さしむ、こゝういふつばな大文章があるのであります。そこで礼樂法度をもつて民を化し、俗を成さしむというその文教だ、こゝういふ意味から実は出た文教なのであります。たま

た文学もあり、教育学もあるから文教に通ずるのでありますけれども、本来の考え方はさうではなくて、書經の出典によるわけなのであります。と申しますのは、すべてを更始一新してなるべく古きからより脱出したい。ことにいろいろないきさつもあつたやうであります。師範系統と非師範系統との間の、さういふものを全然拂拭して新しい語感を與える意味で「文教」という名称がよい。こゝういふことで私たちは共鳴したのであります。しかし本委員会でもむろん多数でまゝとりました私も自由党の議員でありますから、皆さんのおきめになつたようにきめたのであります。しかし名称についてはさういふふうないきさつ、理由があつたのであります。はなはだ蛇足の感がありますけれども、將來に残ることであまり勉強してない、何もよりどころなしに、持つて来さずれば安請合いですとさういふに笑われたいのであります。はなはだ相済みませんけれども、以上の説明をつけ加へさせていただきます。いただいた次第であります。

○水谷(昇)委員長代理 政府委員の説明は省略いたします。

○水谷委員長代理 次に日程第一一、手藝教育の振興に関する請願、文書表第一四三八号、紹介議員甲木保君。

○若林委員 本請願は手藝教育研究会会長野田俊作並びに理事長國登貞治の両氏外三百九十九名よりの請願であります。その請願の要旨は、昭和二十三年十二月三日付をもつて手藝科の独立並びに手藝教員検定制の復活に關して請願いたしましたところ、特に御探

扱いただき欣幸に存しておるのであります。別紙要項の通り手藝教育の振興に關して請願いたします。どうぞ重ねて御探扱くださいますようお願い申し上げます。請願の趣旨は簡潔を省略いたします。

○鈴木政府委員 手藝教育の重要性につきましては、十分考慮いたしておるのであります。これが実現方その他につきましては、十分研究をいたしておるのであります。

○水谷委員長代理 次は日程第一二、山口市に國際文化館建設の請願、文書表第一四六四号、紹介議員佐藤榮作君。

○千葉委員 この紹介は佐藤榮作君並びに受田新吉君の紹介でございます。請願者は山口縣廳のザビエル遺蹟顯彰委員会、委員長田中龍夫君でございます。その趣旨といたしましては、わが國に歐洲文明の輸入されたのはわが山口をもつて嚆矢といたします。すでにわが朝、景行帝の御宇、韓土との交渉があり、下つて多々良姓より大内を名乗る一族の移植となつて、遂に大内氏の隆盛は、地方勢力とはいはれながら、朝廷や幕政に貢獻するがたわら、対明韓貿易並びに日韓支文化の交流に主力を注ぎ、西都としての山口の発達を招來し、文物藝能ことに絢爛たるものがあつた。あたかもその時世にあつた、フランススコ・ザビエルは崇高な目的を抱いて來朝し、大内氏の聲望に期待して山口に來り、天文、科学、曆学等、當時における新知識を講述するほか、領主義隆に謁して國交儀礼公式文書を提出すると同時に時計、めがね、樂器、銃砲、鍔鍔、ガラス器、

葡萄酒、図書、絵画等、あらゆる珍寶を提供して時人を驚倒せしめたのであります。かくのごとく山口市とこのザビエルの史跡はきわめて密接なる關係がありまして、その影響を受けまして爾來わが國の文化に貢獻するところが非常に多かつたやうでございます。そこでこれを顯彰するために顯彰委員会ができました。この史跡及びその遺業を顯彰する事業に着手をせられつつあつたのでございます。どうかこれらの關係を考慮せられて、このザビエル史跡顯彰文化館の急速な建設と適當な内容充実に對する助成を仰ぎたいのでございます。ここに關係事項を付記いたし、陳情請願いたす次第でございます。どうか十分慎重御審議の上、ぜひ本請願を御採扱あらんことをお願いいたします。

○柴沼政府委員 山口市に國際文化館を建設するといふ問題は、事柄はきわめてけつこくなことであります。ただ今日の國家財政の段階で、これに補助をし助成をすることが可能であるかどうかは、相當研究をしなければならぬ問題かと存じます。なおこの請願を出しておられますが、ザビエルの顯彰会と相なつておられますことは、宗教との關係につきましても研究を要すべき点が実はあるのであります。かりにその点が解決したといたしましても、これは相當容易ではないと思ひます。文部省としては実はこの種の施設は非常にほしいのであります。財政が許せば何とか努力をいたしたいと思ひますが、見込みがあるかとおつしやられますと、非常に困難であるといふことを、率直ではあります。申し

上げなければならぬかと存じます。

○水谷委員長代理 次は日程第一二、文化財の保存及び保護に關する請願、文書表第一五五九号を議題といたします。

○若林委員 本請願は船山、松本、若林、今野各文部委員の紹介になつております。かわりまして要旨を申し述べたいと思ひます。

請願の名称は、文化財の保存保護に關する措置に關する請願といふのであります。請願の理由は、目下各方面の関心を集めております文化財の保存に關してであります。とりわけ無形の文化に對しても特に御配慮を願ひたいといふので、特にこの請願者は日本映画演劇労働組合の中央委員長である伊藤武郎氏からの請願であります。さういふ意味で映画方面に對しまして、從來國宝として、あるいは文化財として扱われます有形の文化財と相並んで、無形の文化財としての保護を願ひたいといふのであります。この要旨の中には、目下かけられております入場税の十五割というやうな高率税が、文化の向上を阻止しておるといふことも明記されておるのであります。

請願の要旨を簡単に箇條書に申してみますと、映画演劇等に對して緊急に左のごとき措置を講ぜられたいといふのであります。

一、映画演劇企業に對する産業序列の引上げと資金資材の供與。

二、ニュース映画、教育文化映画及び能、文樂、歌舞伎の一部等の古典、演劇の興行に對する入場税の減免あるいはその他の適切な保護政策。

ハ、学校、労働組合等が教育啓蒙を主たる目的として行つた非営利的な映画演劇その他の見ものための集会に対する入場税の免除。

ニ、教育、学術、藝術的な映画演劇その他の見ものとして特に優秀なるものの上映館に対する入場税の減免。

それから第二として、文化財保護法成立をめぐつて特に左のごとき配慮を行つてをお願いいたします。

イ、委員会の委員をできるだけ公募によつて決定すること。

ロ、委員の数を少数に限らぬこと。

ハ、委員を公募とし得ない場合には、関係労働組合を初め、民間の専門職人等によつて組織された団体等に廣く意見を徴し、一部の所有者あるいは学識人及び保守的な団体（学士院、藝術院等のごとき）等による諮問するがごとき非民主的方法をとらざることを。

ニ、先般の法隆寺火災等國宝、重要文化財行政の失敗の責任者として、國宝保存会、法隆寺國宝保存協議会、法隆寺壁面保存調査会、法隆寺國宝保存事業部及び法隆寺國宝保存工務事務所等のすべての関係者は、今回委員会の委員として就任するはもちろん、何らかの形で文化財保存行政の一切に介入または干渉せしめないこと、というのであります。

この要旨全部をそのまま取次はいたしたのでありますが、慎重なる御審議の上御採決あらんことを願ひするものであります。

○柴沼政府委員 ただいまの請願のう

ち、後半の委員会の組織以下文化財保護法制定に関する部分を除きまして、前半の無形の文化財保護に関する御趣旨はまったく賛成であります。從來これに関する施策が乏しく乏しかったことは、反省せられてよろしいのであるとわれ／＼も当局者として感じておるのであります。

なお後半の委員会構成のこと以下につきましては、この委員会で議せられます皆様方の御意見によつて將來方策が決められますので、この点私ども何れも意見を申し上げる必要はないと思ひますので省略させていただきます。

○水谷委員長代理 日程一四「婦人の日」を祝祭日に指定の請願、文書表第一四七四号を議題といたします。紹介議員戸叶里子君にかつて佐藤君、御説明願ひします。

○佐藤（憲）委員 戸叶さんは故郷があつて出られないやうでありますので、かつて御紹介の労をとります。

請願の代表者名義は、大阪婦人団体、勤労団体代表として芦屋市に住む山本周子という人です。その趣旨とすると、四月十日を「婦人の日」として國の祝祭日に加えてくださいというのであります。その理由は、

日本婦人が初めて参政権行使した歴史的な日である。もう一つの理由は婦人は條文では基本的人権を認められたといふものの、これが実績は今後にあり、この実行のために婦人のみの力では成績が上らぬから、また実行が困難だから、男女ともこぞつて右有意義なる行事をやつてもらつて、婦人の進歩の踏台にせねばならないと思ひま

す、こういうのであります。そうして大阪府における百五十万婦人がその大会において「婦人の日」を國の祝祭日に加えていただくことを決議し、切に要望しておるということがつけ加えてあるものであります。

請願の趣旨はそれだけでありまして、私が、かつて御紹介の労をとるゆゑんのも、多少これに意味をつけたのであります。というものは、むしろこれは非常に歴史的な記念日には相違ありません。大いにこれは祝祭日をしてあげて、この請願の趣旨に沿ひたいのでありますけれども、同時に近ごろの婦人、ことに若き婦人の言動等を静かに見ておきますと、権利を與えられたといふためにうちよつてんになつて、ややとするとその行動が逸脱して、日本婦人のよさを忘れ、いたづらに狼のまねをするがごとき行動があるやうに見受けられます。こういうことは、日本婦人のために、また日本民族將來のために、私も困るでありますから、婦人の権利も大いに尊重いたしなすけれども、同時に大いに反省して増上慢の弊のなきやう、そして男子から尊敬、信頼されるに値するだけの行動を希望するわけなのであります。ことに当委員会におきましても、おそろくは大多数の委員の方は御同感くださると思ひますが、とにかくさうな意味もございします。その責任は大いに婦人団体に持つてもらわなければならぬ、ことに指導者は持つてもらわなければならぬと思ひます。どうか御採決くださつて、この請願の趣旨の通りにしてあげてくださるやうにお願いいたします。

○柴沼政府委員 ただいまの請願の御趣旨は、たいへんけつこうだと思ひますが、國民の祝祭日につきましては、やはり前の通り國民の総意を代表する國會において適當な機会に御検討を願うという方法でこの研究を進めたいと思ひ次第でございます。

○水谷委員長代理 次に日程第二七、教育公務員特例法施行令の一部改正に関する請願、文書表第一六一八号、紹介議員足立梅市君。本請願を議題といたします。

本請願は紹介者の説明並びに政府当局の意見を省略いたします。

○水谷委員長代理 次に日程二八、教育職員免許法案の一部修正に関する請願、文書表第一六三六号、紹介議員松本七郎君。本請願を議題といたします。

本案もまた紹介議員の説明並びに政府当局の意見を省略いたします。

○水谷委員長代理 次は日程第一三〇、福岡女子専門学校昇格の請願、文書表第一七五四号、紹介議員中島茂喜君。これを議題といたします。紹介議員中島茂喜君にかつて岡委員より御説明を願ひします。

○岡（延）委員 本件の紹介議員は中島茂喜君であります。都合上私がかわつて趣旨を明かいたします。

新憲法公布と革新的教育制度の制定によりまして、今や日本女性があらゆる分野に參與、その発言を要すること今日のごとき急なるはないのであります。しかるにこれに即應すべき女子教育の実情はと言いますと、先進諸外國に比べましていかに貧弱であるかは、われ／＼のひとしく痛感するところであ

ります。福岡縣はわが國における公立女子専門学校の嚆矢として福岡女子専門学校を大正十一年に創設し、爾來二十有五年、すでに幾多の英才を育成しておるのであります。今や大学として成育し得る素地と歴史とを有するのであります。そこでこの学校の大学昇格は最も自然であり、かつ適切であり、また最も容易の道であるのであります。爾來地方文化振興の先頭に立ち、平和國家建設の一員たるべき女性のため、昭和二十五年四月までに福岡女子専門学校の大学昇格実現を熱望してやまない次第であります。

以上の趣旨でございますが、何とぞ御審議の上御採決あらんことをお願い申し上げます。

○熊本政府委員 福岡女子専門学校の大学昇格につきましては、学校当局より本年度におきまして申請書が出ましたれば、ただちに大学設置委員会にかけまして、その審査を待ちまして、昇格できるかどうか決定されるわけでございしますが、できるだけ昇格のできるやうに私どもとしても希望しておるわけでございます。

○水谷委員長代理 以上で日程の紹介説明並びに政府委員の意見は終了いたしました。以上百三十三件の請願について採否の点は次会に譲りますが、議院の會議に付するを要するもの、要しないもの、議院の會議に付するを要するもののうち、採択すべきものと、不採択のもの、採択すべきもののうち内閣に送付するを適當と認めるもの、以上の点についてお諮りをいたします。

○千賀委員 ただいまお数え上げになつた請願の中で、政府の説明で、すで

に不可能であるものもあります。かようなものをいたすにわれ／＼が採択をいたしたとしても、行政上の摩擦を起すだけで、かようなものはかえつて採択しない方がよろしいのでございす。議員も賛成であつてまた政府も賛成であるものもございす。もちろんかようなものは採択すべきでありす。これはただいままでの説明と政府の意見によりまして大体の仕わけはつくはすでございすから、理事会におかれまして、その選別取捨をされまして、單一化した上で、この委員会の再議に付せられんことを望みます。

○水谷委員長代理 たいだいまの千賀君の動議に御異議ございせんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○水谷委員長代理 御異議なしと認めます。よつて動議の通りに決せられました。

○水谷委員長代理 次に陳情書の審査に入ります。日程全部を一括して議題といたします。

陳情書に關しましては、すでに文書表をもつて御精査のことと存じますので、本委員会としては了承するにとどめたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと叫ぶものあり〕

○水谷委員長代理 若林君から発言を求められておりますからこの際許します。

○若林委員 過般社会教育法案がこちらで御審議になりました際、二十三條であつたと思いますが、宗教宗派に關する條項があつたのであります。そのとき二、三質疑を試みまして、御懇篤

なる御答弁があつたのでありまして、満足をしたのであります。そのときに申しておきましたように、一たび宗教に關心を持ちます者が、種々の疑義をさしはさまた將來をいろいろ憂へている諸問題がありまして、この委員会におきまして、当局の明快なる御答弁を煩わしておきたいと考へるのであります。

國家の進歩発達と申しますか、文化の発達と申しますか、その根幹には学校教育と同時に、宗教というもののありまふことは見のがすことができないのであります。そういう意味におきまして、憲法二十條におきましては、信教の自由を認めまして、完全なる宗教の発達を希求しておるのであります。この意味で、私も正しい宗教が日本の國の中に興ることを心に念願しつつ、この質問を試みたいと思つてあります。何とぞ御当局の御明快な御答弁を煩わしたいと思つてあります。

その第一は、宗教というものの定義であります。過般神社が宗教であるか、ないかの論議が本委員会においてかわされておつたようであります。いろいろの論があると思ひますけれども、まず明確に何人にもわかる言葉、私たちが承知いたしておりますのに、神があり、人があり、その間に儀式というもので結ばれておるとき、これを宗教と見るのだというのが大体今日のわかりやすい定義であるように思われるのであります。あるいは祈りのあるところに宗教ありとか、絶対を求める心の中に宗教ありというように言うのであります。御当局といたしましてのわかりやすい宗教に対する御定義を、ひと

つ伺いたいと思つてあります。

○篠原説明員 たいだいまの御質問にお答えいたします。宗教の明快なる定義をお求めになられたが、文部省としましては、宗教の定義を明確にすることは、政府の一言史としてさしさわりのあるのではないと思ひます。その点は學者あるいは宗教家がいろいろ説をなしておりますが、その決定をいたすことはちよつと困難だと思つてあります。はなはだ明快な回答にはそむきますが、この点は御了承願ひます。

○若林委員 非常に事柄が、論じ方によりまふとむづかしくなりますから、政府としてこれに対する御答弁が、明確なる定義を下すことの困難はわかりますから、私は先ほどの御説明で一應満足をいたしたいと思ひます。

次に、終戦後におきまふところの日本の宗教が、非常に変貌を來しておると考へるのであります。終戦前までの宗教は、やはり文部省といたしまして、大体監督の地位にあつたわけでありまして、それまでは監督をせられた宗教でありましたが、終戦後宗團法の廃止に伴ひまして、また憲法の二十條の信教の自由の確立によつて、非常に變化を來しておると思つてあります。これは御答弁で一々全部のことを伺うことはむづかしいと考へるのであります。すけれども、大要をひとつ御説明願ひ、なおいろいろなる御資料でもあるならば、資料の御提供を願へるならばけっこうだと思つてあります。

○篠原説明員 たいだいまの御質問にお答えいたします。たいだいまの御質問は終戦後における宗教上の大要のよう

に了解いたしますが、特に終戦後において新しく宗教法人になりました宗教團體を中心としたしまして、簡単に御説明申し上げます。

終戦直後、昭和二十年十月十五日のモランドンによりまして、政治的、社會的、宗教的自由の制限を撤去する覚書に基きまして、治安維持法その他十五の法律は廃止の運命になつたのであります。その中に宗教團體法が掲げてあります。宗教團體法を廃止しなければならなくなつたので、これについて宗教團體、特に宗教法人の財的なり、あるいは社會的地位の確立ということが當時非常に問題になり、その面からするところの法上の地位を確保すること、少くとも最小限度に必要であるということで、宗教團體法は廃止するが、それにかわるべき宗教團體の財産的保全の法制上の根柢を持たせたらどうかというので、宗教法人令というボツダム勅令が用意されました。これが昭和二十年の十二月二十八日に公布になりました。従つてそれによりまして、宗教團體法を一面排除する、それから昭和二十年の十二月十五日に、いわゆる神道指令と申しまして、國家神道、あるいは神社神道に対する政府の支援、保証、弘布、こういうものの禁止を命じましたところのモランドンができました。これに基きまして、神社の制度を終戦前は國家管理に付しておりましたのが、全面的に國家の支援を断ち切るということになりまして、それに対する法的な取扱ひ方が問題になりました。そういう關係から終戦後宗教團體としては、終戦前からいたしておりましたところの神

基に合せまして、その十二月十五日の神道指令の適用を受けまして、神社が宗教として望むならば宗教法人としての道を開こうということで、翌年の二月二日の宗教法人令改正の手續によりまして、神社も宗教法人になり得る地位ができたわけでありす。法制的な手續ができてまして、そういう關係で現在におきましては神佛合せして約二十万に近い宗教施設ができたわけでありす。宗教法人令は先ほども申し上げましたところの宗教的自由の制限の撤廃に基きまして、非常に國家管理あるいは國家の手による認可とか許可、こういう手續がなくして、自由にみづからの手續によりまして、法人令の要求するところの一定の規則をそへるならば宗教法人になり得る。その登記手續を済まして、その後一定の期間内に文部省あるいは地方長官に届け出たならば、それによつて活動ができることになつたわけでありす。従つて戦後におきましては宗教界に非常に新しい宗教あるいは宗教團體が生まれ、先ほど御質問にありました通り、新興宗教のできましたのは、そういうような経過があるのでございす。現在におきましては三百三、四十の教團がありまして、信教自由の建前から、宗教法人の自由設立を認めた關係から、非常に多くの宗教團體が生まれまして、その内部的な、あるいはその間の種々な問題については、とうてい一々申し上げることはできませんが、御質問によりましてはお答えしたいと思ひます。

○若林委員 次に宗教法人令のお話が出ておりましたので宗教法人に対する

法人令に關係ありますことについて、ひとつ御質問を試みたいと思つておりますが、その第一といたしまして、宗教の分派独立が非常にたやすく宗教法人令によつてできるようなつたのであります。これを動議といたしまして、今までは統一する方向に向けられておつたのであります。この宗教法人設立の自由といふことによりまして、非常に分派独立問題が行われておるやうに思ふのであります。文部省といたしましてはその現状をどういふふうにごらんになつておられますかを伺つて見たいと思つております。

○篠原説明員 宗派の分派独立が盛んに行われた、この問題に對し文部省としてどう考へておるかとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたやうに、終戦後信教の自由が確立されました關係から、なお法的に宗教法人令によつて自由設立主義をとつておる關係で御質問にありますが、分派独立の事例も多く出ているのでございませう。その分派独立の事実がこれが信仰あるいは信條に發生するならば、信教自由の原則からいたしまして當然のこと、あるいはまた宗教團體もかくあるべきことが予想されますので、われわれといたしましては、宗教團體の自由を規定している關係上、これに對して法的に、あるいは環境的に抑圧することではできないかと考へておる次第であります。しかしながら分派独立の原因といたしましては、場合によりまして、宗教團體の内部的な感情だとか、あるいは一部の教会、宗派、住職あるいは總代間の少数な利害關係に結びつ

いて、それによつて生れておるものも大分ありますので、そういうものについて現在非常に問題になつておるのでございませう。この分派独立がはたして信教自由あるいは信仰の自由であるやいなやといふことにつきましては、非常にデリケートな、しかも宗教に關係を持つものでありますので、文部省といたしましては、それに対して監督するとか指導するといふことは困難かと存じております。ただ分派独立の濫用を防ぎたいと考へて、これにつきましては宗教法人令の法律化の場合に十分考へたいと思つておる次第でございます。

○若林委員 第二といたしまして、憲法第二十條の信教の自由といふものをき違へておられて、——これは信教の自由ばかりでなしに、すべて新しい憲法に盛り込まれております權利並びに自由のはき違へから起るいろいろな事柄があると思つておられます。憲法第十二條には、「自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」といふ、自由を認め權利は限られた自由であり權利であると思つておられます。そういう意味に照し合せて見ましたときにも、なおどうかと思はれるやうないかがわしい信仰宗教が發生して來ておるやうに考へるものであります。この監督をどの程度どういふやうな方法でできるのか。文部省としては、あるいは先ほど來御説明になつたやうに、できるとは思はない箇所もあるのですが、その御意見を見をひとつ伺いたいと思つておられます。なお表面は宗教法人といふ名を冠してはおりますけれども、裏は營利的な、なおまた反宗教的なものも露出しておるやうに思つておられます。このやういふものに対する政府当局としての態度をお聞かせ願ひたいと思つておられます。

○篠原説明員 ただいまの御質問の中にもございまして、文部省といたしましては、いわゆるいかがわしい信教團體に對する取扱ひについてのわれわれの考へ方は、宗教法人令の十三條に、その宗教團體が法令に違反するとか、あるいは公益を侵害する、このやういふ場合においては、裁判所の権限によつて解散を命ずることができるといふ法人令第十三條の根拠によりまして、右のものにつきましては、解散による方法によつて処理ができることと存じます。しかしながらかりに新興宗教團體のうち、お話のいかがわしいやうな宗教團體といふものが、はたして具体的にそのものがいかがわしいかどうかといふことは、非常に判定上困難な問題でありまして、政府においてはこれはいかがわしい、これは正当であるといふ判断をいたすことになりまして、先ほど申し上げました通り、信教の自由、あるいは政府との關係において現われまゝところの政教分離の慣行上の建前から行き過ぎに相なると考へますので、この点につきましては、監督とかあるいは指導といふものは、現在政府においてはできないものと考へておるわけでありまして、國民の教育あるいは道徳の向上によりまして、その宗教がはたして正しい宗教であるやいなやといふことは、文化水準が高くなるに従つて國民の自由意思において判定することを好ましいと思つておる次第であります。

○若林委員 憲法第二十條、信教の自由といふことから、國民全体がよほど文化的水準を高めて行かなければならぬ、また文部省として正しい宗教を助成するといふ國家の方針のために、先ほど御答弁にありましたやうなお氣持で行かれることが當然だと思つておられますが、われ／＼といたしましては、何か公益に反するといふ氣持を持ち得ます宗教、いわゆるいかがわしい宗教が露出しないうちに、特に國民全体として考へなければならぬことだと思つておられます。

○篠原説明員 宗派の分派独立が盛んに行われた、この問題に對し文部省としてどう考へておるかとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたやうに、終戦後信教の自由が確立されました關係から、なお法的に宗教法人令によつて自由設立主義をとつておる關係で御質問にありますが、分派独立の事例も多く出ているのでございませう。その分派独立の事実がこれが信仰あるいは信條に發生するならば、信教自由の原則からいたしまして當然のこと、あるいはまた宗教團體もかくあるべきことが予想されますので、われわれといたしましては、宗教團體の自由を規定している關係上、これに對して法的に、あるいは環境的に抑圧することではできないかと考へておる次第であります。しかしながら分派独立の原因といたしましては、場合によりまして、宗教團體の内部的な感情だとか、あるいは一部の教会、宗派、住職あるいは總代間の少数な利害關係に結びつ

いて、それによつて生れておるものも大分ありますので、そういうものについて現在非常に問題になつておるのでございませう。この分派独立がはたして信教自由あるいは信仰の自由であるやいなやといふことにつきましては、非常にデリケートな、しかも宗教に關係を持つものでありますので、文部省といたしましては、それに対して監督するとか指導するといふことは困難かと存じております。ただ分派独立の濫用を防ぎたいと考へて、これにつきましては宗教法人令の法律化の場合に十分考へたいと思つておる次第でございます。

○篠原説明員 ただいまの御質問の中にもございまして、文部省といたしましては、いわゆるいかがわしい信教團體に對する取扱ひについてのわれわれの考へ方は、宗教法人令の十三條に、その宗教團體が法令に違反するとか、あるいは公益を侵害する、このやういふ場合においては、裁判所の権限によつて解散を命ずることができるといふ法人令第十三條の根拠によりまして、右のものにつきましては、解散による方法によつて処理ができることと存じます。しかしながらかりに新興宗教團體のうち、お話のいかがわしいやうな宗教團體といふものが、はたして具体的にそのものがいかがわしいかどうかといふことは、非常に判定上困難な問題でありまして、政府においてはこれはいかがわしい、これは正当であるといふ判断をいたすことになりまして、先ほど申し上げました通り、信教の自由、あるいは政府との關係において現われまゝところの政教分離の慣行上の建前から行き過ぎに相なると考へますので、この点につきましては、監督とかあるいは指導といふものは、現在政府においてはできないものと考へておるわけでありまして、國民の教育あるいは道徳の向上によりまして、その宗教がはたして正しい宗教であるやいなやといふことは、文化水準が高くなるに従つて國民の自由意思において判定することを好ましいと思つておる次第であります。

○若林委員 憲法第二十條、信教の自由といふことから、國民全体がよほど文化的水準を高めて行かなければならぬ、また文部省として正しい宗教を助成するといふ國家の方針のために、先ほど御答弁にありましたやうなお氣持で行かれることが當然だと思つておられますが、われ／＼といたしましては、何か公益に反するといふ氣持を持ち得ます宗教、いわゆるいかがわしい宗教が露出しないうちに、特に國民全体として考へなければならぬことだと思つておられます。

○篠原説明員 宗派の分派独立が盛んに行われた、この問題に對し文部省としてどう考へておるかとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたやうに、終戦後信教の自由が確立されました關係から、なお法的に宗教法人令によつて自由設立主義をとつておる關係で御質問にありますが、分派独立の事例も多く出ているのでございませう。その分派独立の事実がこれが信仰あるいは信條に發生するならば、信教自由の原則からいたしまして當然のこと、あるいはまた宗教團體もかくあるべきことが予想されますので、われわれといたしましては、宗教團體の自由を規定している關係上、これに對して法的に、あるいは環境的に抑圧することではできないかと考へておる次第であります。しかしながら分派独立の原因といたしましては、場合によりまして、宗教團體の内部的な感情だとか、あるいは一部の教会、宗派、住職あるいは總代間の少数な利害關係に結びつ

改正を見、われ／＼の所期するところから、特権とは名づけておらぬ。だからこの二十條の特権は二宗派のみが特別に扱われる権利という意味を指さしておるのだと思ふのでありますが、この点もこの場合明確にひとつお答えを願つておきたいと思ふのであります。

○若林委員 宗教法人に關する税金については、世界各國の例をとつてみましても、宗教法人に對しての税金は、いわゆる免稅の恩典と申しますか、それに浴して、正しい宗教が興り得るような行き方をとつておるのであります。國会において、いわゆる國稅の面において、その精神が生きておるというのが、地方稅法において殺されておるといふことは、はなはだ遺憾に思ふのであります。ぜひとも國稅の中において生かされております宗教尊重の意味が、地方稅法の中にも生かされることを希望してやまないものであります。

次に第四といたしまして、これに關連するであります。憲法二十條にありますが「いかなる宗教團體も、國から特權を受け」といふ言葉から、國稅の上において免稅になつてゐるような事柄も、これは憲法の違反ではないかという議論を、この憲法の眞の精神を知らない者がするのであります。なお近ごろのわかつくりの稅務官吏と申しますか、そういう人たちがふしぎに思われるような現狀なんでありまして、この点の特權といふのは、決して普通の場合の特權ではなくして、いわゆる一宗派だけ特別に與えられる特權というのが憲法二十條の特權でありまして、宗教法人、宗教團體全体に與えられております一般よりも特別な特權という意味を指さしておるのではない、宗教法人に對する國稅の中においては免稅の特典があるけれども、こ

れは宗教全体に對する特典でありますから、特權とは名づけておらぬ。だからこの二十條の特權は二宗派のみが特別に扱われる権利という意味を指さしておるのだと思ふのでありますが、この点もこの場合明確にひとつお答えを願つておきたいと思ふのであります。

○篠原説明員 ただいまの御質問につきましては、われ／＼も同様に考へておる次第でございます。

○千賀委員 やはり宗教に關連したことであります。幸い宗教局長がここに來て見えますので、たいへんよい機会と存じまして質問をいたします。

まず私の宗教上の關係をひらういたしますと、東海全一淨土宗檀信徒會副會長、全三河全一淨土宗檀信徒會會長というややこしい關係になつております。そこでこの質問をいたします前提といたしまして、淨土宗の關係を申し上げますと、東京には淨土宗の本山として芝の増上寺があり、また京都に本山として知恩院がございます。しかしながら淨土宗を運行いたします政治の中心は、戰爭の時以來芝の増上寺の中に宗務所というものが置かれてあつたのでございます。事はここから始まりますが、戰爭のころは宗教にかかわらず、あらゆる機構といふものは國家の權力に壓迫をせられ、こ

とこく自由は剝奪せられまして、あらゆるものが戰爭のなめ戰爭のためというてかり立てられて行つたのであります。もちろん政府の意圖を宗務所が直接受けますので、宗務所はまた各本山にそつした指令を與えたのであります。京都の知恩院は政治上

の權力は宗務所にとられておりまして、信仰上の中心は何といひましても全國の尊敬の的であり、また全淨土宗の檀信徒の唯一のホープであるのでございます。この知恩院の關係の人も、そうした位置であるのかかわらず、戰爭のためにすべての權利を剝奪せられて、宗務所からあれもいけな

い、これもいけなという強い壓迫を受けた。この壓迫が、知恩院側では、常にこれを宗務所が壓迫するのだ、戰爭のために宗務所もまた國及び軍の權力から壓迫をせられて、余儀なくそうしたしうをするのだという感じが薄かつたのであります。あたかも今の議會においても、こうした近似的例がよく見られて、このためにやきもちが起つたり、いろいろ議論が起つたりするものであります。ときに望月という知恩院の法主が、今は物故せられましたが、その方が死にまする直前にあたりまして、知恩院の方では、ちやうど今宗務課長の言われました信仰の自由とかあるいは分派獨立の自由とか、こ

ういふ政府の措置に便乗をいたしまして、今こそ宗務所に対する恨みを晴らすべきときである。かようなわけです。突如として淨土宗から知恩院が脱退をする届出を出したのであります。政府はただちにこれを受け付けて、知恩院は淨土宗から脱退したということになりました。われ／＼は全國にありますが、過去年に於いてその措置が間違つておつた、適當な助言をしないからそのようなことに大旋風を巻き起して來たといふことを、あえて今ここで責めようとは考へませんけれども、何と見のあるところをなこの上とも研究

とくに死後安住の地として知恩院を敬仰しておつたのでありますが、それが突如としてわれ／＼の手から、奪われまして、知恩院が獨立を宣言されて、われ／＼とは關係のない、われ／＼の本山ではなくなつたといふことになつたわけでありまして、ここで同じ知恩院がさうになりまして、関西あたりの人であるならば、知恩院と距離が近いといふような關係で、まあそれもよからうという氣になるかもしれません。が、われ／＼はこの宗教上からいいますと、東京と畿内の勢力のちやうど兼ね合うところの分岐点といひますか、交叉点といひますか、そうした位置にありますので、知恩院に對する感情も、芝の増上寺に對する感情も大体目分量に兼ね合つた感情である地方のものであります。このいきさつから本山を突如として失ひました三河並びに東海の檀信徒は、突に驚愕おくとことを知らないといふことで非常に迷惑をいたしました。同じ考へにあるところは、九州も同じでございます。また北陸もさうでございます。東北もさうでございます。その迷惑を受けておる檀信徒は実にたくさんであります。淨土宗の末寺は八千箇寺といわれ

ておりますけれども、その大部分の寺に屬してあります檀信徒は突に迷惑千萬であるのでございます。そこで私は當局に要望をいたしたのであります。が、過去においてその措置が間違つておつた、適當な助言をしないからそのようなことに大旋風を巻き起して來たといふことを、あえて今ここで責めようとは考へませんけれども、何と見のあるところをなこの上とも研究

淨土宗が第一をいたしまして、知恩院を再びわれ／＼昔ながらの淨土宗檀信徒の本山であらしめなければならぬ。これについて政府の適當な助言があれば、おそろくその時は來るべきものと確信いたしております。私どもはこの点につきまして、知恩院側にも強硬な交渉をいたしております。また増上寺の宗務所側にもまたまた申入れをいたしております。双方とも争う者はすでに刀つき矢折れまして、適當な仲裁をこいねがつておるほどに疲勞困憊しきつておるのでございます。ただその橋渡しをする者がなく、適當な、顔を立てながらあつせんをしてくれる者がなかつたといふことで、困つた／＼でなお荏苒として日を過しておるのでございます。が、當局が断固たる決心をもつて適當な助言をなされれば、必ずこれはわれ／＼の希望する全國の大多數の淨土宗檀信徒の希望するところに歸着することは、これは火を見るよりも明らかであります。宗務課長はさうな措置をとつて、この問題を解決してみるのであります。御意思はありませんか、伺いたいであります。

○篠原説明員 ただいまの淨土宗に關連いたしますところの分派獨立の問題につきましては、われ／＼も大体承知しておりますが、御承知のように宗教團體内部の問題であります。政府がこれに對してタツチして参りますことは、政教分離の建前から申し上げまして、どうかと考へられる面も多いのでございます。従つて法的にこれを措置するといふことは、ちよつとでかかねる狀態であります。十分兩者の御意見のあるところをなこの上とも研究

とくに死後安住の地として知恩院を敬仰しておつたのでありますが、それが突如としてわれ／＼の手から、奪われまして、知恩院が獨立を宣言されて、われ／＼とは關係のない、われ／＼の本山ではなくなつたといふことになつたわけでありまして、ここで同じ知恩院がさうになりまして、関西あたりの人であるならば、知恩院と距離が近いといふような關係で、まあそれもよからうという氣になるかもしれません。が、われ／＼はこの宗教上からいいますと、東京と畿内の勢力のちやうど兼ね合うところの分岐点といひますか、交叉点といひますか、そうした位置にありますので、知恩院に對する感情も、芝の増上寺に對する感情も大体目分量に兼ね合つた感情である地方のものであります。このいきさつから本山を突如として失ひました三河並びに東海の檀信徒は、突に驚愕おくとことを知らないといふことで非常に迷惑をいたしました。同じ考へにあるところは、九州も同じでございます。また北陸もさうでございます。東北もさうでございます。その迷惑を受けておる檀信徒は実にたくさんであります。淨土宗の末寺は八千箇寺といわれ

ておりますけれども、その大部分の寺に屬してあります檀信徒は突に迷惑千萬であるのでございます。そこで私は當局に要望をいたしたのであります。が、過去においてその措置が間違つておつた、適當な助言をしないからそのようなことに大旋風を巻き起して來たといふことを、あえて今ここで責めようとは考へませんけれども、何と見のあるところをなこの上とも研究

いたしまして、われ／＼のできることは
ならばいたしたいと存じておる次第で
あります。

○千賀委員 私は必ずしも法的に今ま
でやられたことに對しまして、是正し
なさいというむずかしい注文はいたし
ません。但しあなた方は現在適當な助
言は、日本の全宗教に對してもなさり
得る地位にあるのでありますから、助
言の程度において御指導をいただけ
ば、確かにこの騒動は鎮圧するといふ
見通しを私もはつけつつあるのでご
ざいます。戦争の終りましたところは、
やはり宗教に對しましては非常に誤解
もありましたり、あるいは連合軍の意
図に對して暗中模索して誤つたり、思
い過ぎがあつたりいたしまして、いわゆ
る自由といふようなことが行き過ぎの
現象を示しまして、そのためにかえつて
日本の大多數の民衆に迷惑をかけたとい
ふ事例は数えるにいとまないほどで
ございます。今日におきましてはあな
た方の腹もすわつたでありますし、
し、また連合軍の意図、ことにアメリ
カの意図にいたしまして、日本の社
会が鎮靜をする、また日本の社会が円満
に幸福になり、独立の曙光を見るとい
ふことであるならば、相當にこれは裁
量の自由を認めつつあるといふこと
を、われ／＼は再び考え直さなければ
ならない時が來ておるのでございます
から、どうか勇敢にひとつ適當に、圧
迫といふ意味にあらずして、あるいは
法的にこの許可の取消しといふような
意味でなくして、助言、勸奨の意味を
もつて適當に裁いていただきたいとい
うことを切に要望いたします。

○篠原説明員 ただいまの御質問であ

りますが、宗教法人令によりまして
は、宗教法人であります場合に於いて
は、文部大臣とかあるいは地方長官等
の認可を必要としないのであります。
一定の規則をつくりますと、それに基
きまして登記所に参り、登記いたしま
すれば、自分の自由意思によつてその
宗教法人ができるわけでありまして。こ
れは官の方で許可したとか認可したと
かいうものではございません。ただそ
の設立の後におきましては一定の期間
内に届け出る、届出があつて初めて宗
教團體がどういふ宗教團體であるか、
どういふ活動をしておるかといふこと
がわれ／＼のところはわかるわけであ
ります。従つて今のお話の向きの浄土
宗に關連いたしましたも、すでに宗派
側の登記がありまして、その後登記に
基いて、われ／＼の方に届出がありま
して、初めてその実体がわかつたよう
なわけでありまして。従つてその成立経
過なり、あるいはそこに至りますとこ
ろの諸般の内部的諸事情につきまして
は、われ／＼の方では存じておらなかつ
た次第であります。そういうような種
種な原因からいたしまして、特に法
令上の根拠はございませぬし、なおか
つ政教分離の建前から、宗教に對して
政府があるいは勸奨する、あるいは勸
告する、そういう意味における助言を
するといふようなことはできないので
あります。この点は内部的な問題とし
て取扱ひ、處理していただきたい、こ
う考える次第でございます。

○水谷委員長代理 本日はこれにて散
会いたします。

午後七時二十五分散会

〔参照〕
社会教育法案(内閣提出)に關する報
告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年八月十九日印刷

昭和二十四年八月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局